

## ☆ 平成30年度の雇用保険料率・労災保険率

### ◆ 雇用保険料率は29年度から据置き

平成30年4月からの雇用保険料率は29年度から据置きとなります。引き続き、一般の事業は0.9%（事業主負担0.6%）、農林水産および清酒製造の事業は1.1%（同0.7%）、建設の事業は1.2%（同0.8%）となります。

<参考：平成30年度雇用保険料率（予定）>

	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	事業主負担	②	
				失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率
一般の事業	0.9%	0.3%	0.6%	0.3%	0.3%
農林水産 清酒製造の事業	1.1%	0.4%	0.7%	0.4%	0.3%
建設の事業	1.2%	0.4%	0.8%	0.4%	0.4%

（厚生労働省ホームページより）

### ◆ 労災保険率（全業種平均）は「4.7/1,000」から「4.5/1,000」に引下げ予定

平成30年4月からの労災保険率は現在省令の改正待ちですが、全業種の平均料率は、4.7/1,000から4.5/1,000へ引下げとなる見込みです。

全54業種中「引上げ」は3業種、「据置き」は31業種、「引下げ」は20業種。

引上げ対象の業種は「ガラス又はセメント製造業」、「非鉄金属精錬業」「清掃、火葬又はと畜の事業」です。その他、厚生労働省発表の省令改正案ポイントは以下の通りです。

1. 平成30年4月から適用される新たな労災保険率（54業種）を設定。これにより、全業種の平均料率は4.5/1,000となる。
2. 社会復帰促進等事業等に必要な費用の限度額を引き上げる。
3. 家事支援業務の従事者を労災保険の特別加入制度の対象に追加する。
4. 時間外労働の上限規制等の円滑な移行のため、中小企業事業主に対して助成金の内容を拡充する。
5. 「労働者災害補償保険法」に基づく介護（補償）給付と、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額を引き上げる。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！